

## 第 27 回全国健康保険協会業績評価に関する検討会 議事要旨

<日 時>令和 2 年 7 月 17 日（金）

<場 所>書面審議

<出席者>構成員（五十音順）

小西彦衛構成員、西村万里子構成員（本検討会座長）、平川則男構成員、古井祐司構成員、森下修至構成員

<議 題>（1）令和元年度全国健康保険協会業績評価に関する検討会の進め方について

（2）全国健康保険協会の令和元年度業務実績に関する評価の基準について

（3）令和元年度全国健康保険協会事業計画について

<議事要旨>

各構成員に対して資料を送付し、議題ごとの意見を聞いた。

議題 1 及び議題 2 について了承。（議題 3 については説明のみ）

概要は以下のとおり。

### ○議題 1：令和元年度全国健康保険協会業績評価に関する検討会の進め方について

（小西構成員）

- ・ 検討会の進め方について、原案のとおりで良いと考えます。

（西村構成員）

- ・ コロナ禍において、オンライン活用等による開催の検討も必要であると思います。

（平川構成員）

- ・ 特にありません

（古井構成員）

- ・ 検討会については、今後の新型コロナの動向も踏まえてだが、ZOOM 等の活用を含めて、できるだけ双方向での開催方式が望ましい。

（森下構成員）

- ・ 検討会の進め方については従前どおりで良いと思います。但し、新型コロナ感染症発生により会議の行程にも支障が生ずる可能性もあるかと考えていますので会議の開催方法については柔軟な対応を実施すべきではないでしょう

か？

- ・ 今回突然世界的災禍にみまわれたところですが医療システムや保険制度の継続の在り方そのものをもう一度国民が考える良い機会とも思います。協会けんぽの今後の運営にどのような影響を及ぼすかは私たち素人では予測もつかないところですが、今回の出来事が協会けんぽに与える影響も少なくないと思われます。10年間の努力の積み重ねや改善を重ね様々な手法を駆使して努力されてきているところですが今後は単に改善を目指すだけで良いものか、それとも抜本的な制度の改革を伴う必要が生じてしまうのか議論が求められと考えています。

検討会ではそこまでの時間的余裕もないのかもしれませんが、専門家の方々のご意見も伺いたいと思っております。事業者にとっても被保険者にとっても将来の保険制度が最小の負担で継続できることは最大の希望であります。近年財政的な面でも保険制度の運営が厳しくなっていることもあり、今回のような出来事により継続性への不安、経費負担の増加という事態が起こらないことを切望するものです。

## ○議題2：全国健康保険協会の令和元年度業務実績に関する評価の基準について

(小西構成員)

- ・ 評価の基準について、原案のとおりで良いと考えます。業務実績の把握と説明には、定性的情報と定量的情報があり、業務実績の評価は、それぞれの情報を単独で評価するばかりでなく、両方の情報を組み合わせて評価することから、評価の基準は原案の書きぶりが良いと考えます。

併せて、業績評価の結果を年度比較することなどから、業務環境等に前年度から大きな変更がないかぎり、前年度と同じ基準を適用することが適当であると考えます。

(西村構成員)

- ・ 評価基準の設定は、適当と思います。KPI設定の場合、設定の根拠・理由の説明が必要であると考えます。

(平川構成員)

- ・ 健康保険法には、「国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」や、「医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない」との基本的理念が記載されている。

留意事項としては、抽象的かもしれないが、評価する立場からも、上記の視点が必要不可欠と考えられる。

(古井構成員)

- ・ 資料のとおりで結構かと思えます。

(森下構成員)

- ・ 前年度の評価基準について特段問題はないと考えています。KPI手法を取り入れるなど積極的に改善に取り組み業務実績も向上し、項目も年々進化しており評価したいと考えています。あえて言えば評価の目的や表現方法が前年度比というものになっていますが、10年を経過しデータも蓄積されていることから5年前10年前との比較や経年変化による進捗度が明確化されると参考数値となります。それによりこれ以上改善が見られないもの、限界値であることなども認識可能となり、別視点での改善案を設定するか新しい提案を目標とするなど新しい発想による改革の在り方が必要になる気がいたします。

毎年いろいろな具体策の提案がされていますが、さらなる効率化という観点から言えば、より具体的な施策を提案していく必要があると考えており、例えばマイナンバーカードと保険証の紐づけなどは企業の協力があれば国民保険とは違い合理的かつ迅速に実現可能ではないでしょうか。発行費用の低減化も可能ですしオンライン化による事務負担の軽減、迅速な事務処理も期待できます。また資格喪失後の保険証不正使用による回収業務負担も軽減されるなどを考えれば少しの法律改正で大きなメリットがあると思っています。

### ○議題3：令和元年度全国健康保険協会事業計画について

(小西構成員)

- ・ 令和元年度事業計画は現時点では実施済みであることから、業務実績と計画の乖離などのケースによって、実績評価の過程で事業計画の妥当性を検討します。

(西村構成員)

- ・ 令和元年度(2019)の評価に、直接の影響は生じませんが、「アクションプラン(第4期)の概要」の2020年度分については、コロナ渦の影響による計画変更が必要になるのではないかと考えられます。

コロナ渦の状況、対応、事業計画との関連等についてもご説明をお願いしたいと思います。

(平川構成員)

- ・ 資料5、保険者機能強化アクションプランについて

#### 3. 戦略的保険者機能の一層の発揮

P10 保険者機能の一つに、医療提供側への働きかけがあるとの記載がある。その働きかけの重要なツールとして、データ分析があげられる。協会けんぽは、レセプトデータを分析できる立場にあることから、地域の医療に関するデータ分析を行い、被保険者への啓発や医療提供側への働きかけに向けて、積極的に取り組むべきではないか。

P11 地域医療構想の検討は、現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、事実上停止していると思われる。ただ、医療提供の地域偏在は深刻化しており、被保険者として、同じ保険料率なのに医療を受ける機会に大きな格差があるのは問題である。貴重な医療資源を効率的に配分するための議論を進めるべきであり、協会けんぽとしても積極的に発信していくべきである。その場合、感染症拡大による、地域における急性期医療の在り方に関して再検討が必要であること。また、これまで公的・公立病院を先行して議論を進めるやり方は、地方自治体の不信を招いており、早急に民間病院も含めた議論が必要であることについて、留意すべきである。

P18

⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応

民間医療機関への導入に向けては、県・郡市医師会の協力も必要であり、導入のメリットについて、働きかけを行うべきではないのか。

(古井構成員)

- ・ 戦略的保険者関連について
  - ・ 重点事業としている「特定健診・特定保健指導」「コラボヘルス」「重症化予防」は、新型コロナ対策の基盤にもなり、今後も推進が望ましい。
  - ・ データヘルス計画で定量的かつアウトカム指標の重視をされていく中で、支部ごとに健康課題と保健事業とがしっかり結びついているかを構造的に整理することが重要。
  - ・ 特定保健指導の目標値（アウトプット指標）については、特定健診との一体的な実施（初回面談の分割実施等）分と従来の特定保健指導の実施分と2つに分けて設定、評価すると次の一手につながりやすい。
  - ・ (その他)新型コロナ渦において、事業所での予防・健康づくりを支援することが、協会けんぽの存在意義や信頼感を高めると考える。

(森下構成員)

- ・ 事業計画そのものは保険者機能強化アクションプラン第4期として成果を求め、また改善と成果も上がっていると承知しています。

今後も従前同様に継続性をもって進捗することを願っているところですが、近年の医療制度を取り巻く環境の厳しさなどの切迫感にもかかわらず日本国の恵まれた医療制度に対する国民の期待・要求度はその負担額以上に高まっています。

このことは国や保険者である国民保険、協会けんぽ、組合健保、共済組合側から見ればその期待は大きなプレッシャーとなりつつあるのではないのでしょうか。保険者の中でも多くの方が加入している協会けんぽの継続性を将来にわ

たり維持することが必要であることは前述したとおりですが、その財源は無尽蔵ではないことを加入者に周知し、医療制度の改革や効率的な運営を行いつつ我が国の医療制度のあり難さを国民が自覚していくことを求めていくことも必要ではないかと思うところです。

医療機関における、オンライン資格確認の導入の促進、医療機関との更なる連携、レセプト請求制度のAI導入化や小クリニック等のオンライン化、医療機関同士でのデータ共有による重複治療の回避などにも積極的に取り組む必要があります。そのためには保険者としての設備投資の一環として資金補助もやむを得ないと考えています。

できることは全てやったうえで、医療制度全体の見直しを国に求めていくことが必須となる気がいたします。人口の減少、労働人口の減少など協会けんぽにとって今後の継続性に対するマイナス要因は少なくありませんが、制度の崩壊や保険料負担額の増加はどうしても避けなければならないところです。とすれば高額医療費の自己負担額増、初診費用の負担増、高額所得者の保険料負担増、生保者医療負担の見直しなどの提案も必要となるでしょう。

今後もアクションプラン策定に当たって効率化は勿論のことですが、事業計画の見直しも行いつつ合理的な具体案を策定し中央への意見具申を行っていただけるよう期待しております。

- ・（その他）別件となりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の発生により医療機関への受診者が激減し赤字経営に陥っているとの話もありますが、であれば協会けんぽからは支出がどの程度減少しているか、または変化がないのか、影響がどのようになっているのか、今回の出来事における収入と支出の速報値や今後の第2波、第3波への予測や対応策はなど協会けんぽとして実施していることなどの資料の提出が可能か検討していただきたいと思えます。

#### <西村座長より>

今年度の業績評価検討は新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の状況の中で進められています。令和元年度の業績評価の評価基準は、例年通りでよいという方向ですが、データの蓄積に基づき中長期的なデータ分析も必要とされる段階に入ってきたと思われまます。

また、コロナ感染症拡大により、医療機関への影響が指摘される中、全国健康保険協会への影響がどのような状況か懸念されるとともに、医療体制や健康保険制度に内在する問題も露呈しており、こうした問題を把握し、全国健康保険協会の事業やシステムのあり方を検討する必要も求められていると言えます。

今後の新型コロナの動向を踏まえて、オンライン会議等の活用も考えながら、全国健康保険協会業績評価と事業計画の十分な検討が進むように、微力ながら努めさせて頂きたいと存じます。